○農林水産省経済産業省令第一号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日

農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
別表第二（第四十八条関係）					別表第二（第四十八条関係）				
商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量	商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
株式会社大阪堂島商品取引所	農産物市場	千二百枚	米穀	二十枚	大阪堂島商品取引所	農産物市場	千二百枚	米穀	二十枚
			大豆（米国産大豆）	二十枚				大豆（米国産大豆）	二十枚
			小豆	二十枚				小豆	二十枚
			とうもろこし	五十枚				とうもろこし	五十枚
	砂糖市場	三千枚	粗糖	二十枚		砂糖市場	三千枚	粗糖	二十枚

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省環境省令第二号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日

農林水産大臣　野上浩太郎
環境大臣　小泉進次郎

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成二十一年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 1　販売用愛玩動物用飼料の成分規格 (1)・(2)　（略） (3)　次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。	別表 1　販売用愛玩動物用飼料の成分規格 (1)・(2)　（略） (3)　次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。